

議案第80号

福岡市敬老金条例を廃止する条例案

上記の議案を提出する。

平成29年2月24日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

この条例案を提出したのは、高齢者に係る保健福祉施策の見直しに伴い、敬老金の支給に関する事業を廃止する必要があるによる。

福岡市敬老金条例を廃止する条例

福岡市敬老金条例（昭和46年福岡市条例第28号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前において、この条例による廃止前の福岡市敬老金条例第2条の規定により支給事由が生じた敬老金の支給については、なお従前の例による。